

被保佐人の相手方の催告権 管業 H28-01-ウ <#428>

【問】 正誤をつけよ。

被保佐人が、保佐人の同意を得ることなく、被保佐人が所有するマンションの一住戸甲を売却した場合、相手方が被保佐人に対し、1箇月以上の期間を定めて、保佐人の追認を得るべき旨の催告をしたときは、相手方がその期間内に追認を得た旨の通知を受けなくても、その行為を保佐人が追認したものとみなされる。

【答え】 誤り

<ポイント> 被保佐人の相手方の催告権

被保佐人の相手方は、被保佐人に対しては、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその保佐人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(民法 20 条 4 項)